

平成23年10月から子ども手当が変わります。

10月からの子ども手当を受け取るためには、
これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、
全ての方について申請が必要です！！
(9月中に申請した方は必要ありません)
新しい法律で支給要件等が変更され、必要になりました。

◆これまで子ども手当を受け取っていた方へ

- ・認定請求書（申請書）を送付しておりますので、記入・必要書類を準備し、役場へ申請ください。
※添付する保険証の写し・振込口座の通帳の写しは請求者のものです。
- ※認定請求書が届いていない方は、ご連絡ください。

申請期限：平成24年1月13日

※上記期限内に申請いただければ2月3日（予定）に支給となります。上記期限に遅れた場合でも、平成24年3月末までに申請頂ければ6月5日（予定）に10月～3月分を支給いたします。

ご注意ください

以下の方は速やかに申請してください。

- ①10月以降に他の市区町村へ転居した（する）方
 - ②10月以降にお子さんが生まれた方
- ①の方は藤里町に申請後、受給事由消滅届を提出し、転出先の市町村に申請してください。
※藤里町に申請しない場合は、転出日以前の子ども手当を受け取ることができません。
- ②の方は申請月の翌月分から子ども手当の受給が始まりますので、速やかに申請してください。
※さかのぼって受け取ることはできません。

主な変更内容

1. 支給対象

子ども手当は、中学校卒業まで（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給します。

児童福祉施設等に入所している場合は、原則として、その施設の設置者に支給します。

2. 支給額

| 子どもの年齢 | 子ども手当月額 |
|------------|----------------------------|
| 0歳から3歳未満 | 一律 15,000円 |
| 3歳以上小学校修了前 | 10,000円 (第3子以降は15,000円) |
| 中学生 | 一律 10,000円 |

※18歳に達する日の以後の最初の3月31日までの間にある者で1番年齢の高い者から第1子とする。

3. 支給時期

| | |
|---------|-------------------------|
| 平成24年2月 | 平成23年10月～平成24年1月分（4ヵ月分） |
| 平成24年6月 | 平成24年2月～3月分（2ヵ月分） |